

「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方」（中間案）に対する意見募集結果

番号.	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
1 1 (2) 条例改正の必要性等 (3頁)		<p>近代社会にどうしても付いて回るのは産業廃棄物である事は否めません。この産業廃棄物を出来るだけリサイクルする方法を編み出したり、減らす方法を研究したりする方向であるならば歓迎します。</p> <p>ところがこのたびの中間案は要旨を読んだところ、産業廃棄業者は喜びそうな手続に換えて行く内容にとれましたので反対します。業者はスムーズに仕事をしたいだけだと思います。</p> <p>行政が業者の味方をして住民意見を聞く機会を作らない条例にして良い筈がありません。役人だけに聞いて住民意見の了解をとったとするやり方をして来たこれまでにも、問題はありました。</p> <p>後から解る住民合意が多々あって、知らさない住民を苦しめて来ただではありませんか。それでも調べれば当時の役人が誰なのか解りました。</p> <p>陰で合意のはんこを押した村役人が住民に文句言わなくてすみますから村役人も法案を歓迎するでしょう。</p> <p>産廃業者にとっては施設さえ設置して居れば、もはや敵なしでどんなものであっても 例え放射能汚染物であっても持ち込むことになります。</p> <p>やはり、放射能廃棄物をたやすく持ち込む事を三重県はもくろんでいるのでは無いですか？</p> <p>三重県政は、三重県民の健康と平和を希求した仕事に邁進して欲しいですね。</p> <p>今まで良くは無かった産業廃棄物の処理手続きが、更に悪くなる法案ですから、絶対に反対してこの中間案を廃案にするまで見守ります。</p>	③ (参考にする)	<p>新たな合意形成手続においては、計画段階から、事業計画者が十分な周知のもと事業計画書を公告・縦覧するとともに、説明会において事業計画の内容を詳細に説明し、周辺住民等から提出された生活環境保全上の見地からの意見や要望等を記載した「意見書」に対して、その対策等を検討のうえ、それらの内容を「見解書」として示すことを義務付けることとしています。</p> <p>県においては、これら一連の手続が適切に実施されたか、さらに周辺住民等からの意見に十分に配慮した事業計画になっているかを確認し、合意形成の成否を判断することとしています。</p> <p>以上のように、周辺住民等が事前に事業計画の内容を十分に確認したうえで、意見を提出する機会を確保する制度としており、これら一連の手続により、事業計画者と周辺住民等の合意形成過程の透明性が確保されるとともに、周辺住民等からのすべての意見に配慮した事業計画とすることを担保できる制度になることから、周辺住民等からの同意書を単に求めることを主要な手続とする現行制度よりも、より望ましい合意形成の手続になるものと考えています。</p>

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
2	1 (2) 条例改正の必要性等 (3頁)	<p>「周辺環境への悪影響を懸念する地域住民との間で紛争が生じるなど…」とあるが、紛争の理由が「周辺環境への悪影響の懸念」だけだとは限らない。どういった調査経緯で、そのような前提認識を設定したのかも全く明示されておらず、条例改正の論点をある方向の極めて狭い領域へと誘導するための非常に恣意的な設定に思える。現に、私の地域で起こっている産廃事業者との長年に渡る紛争・確執は、「産廃事業者の民主性を欠いた不誠実で隠蔽的な業態」や「地域振興策と称するカネやあらゆる利益供与で自治会(役員)を買収している事に対する指摘や、それら自治会役員による情報の封殺、独断行為に対する指摘」が主である。また現在、住民投票条例の制定に至り、全国ニュースにもなっている静岡県御前崎市に計画されている民間産廃処理施設についても、市民側の主張は、「計画や立地経緯の極めて不透明、不可解な点」について指摘しているようである。</p> <p>このように、全国的に見ても、産廃施設に係る住民紛争の理由は、単に「周辺環境への懸念」だけではなく、むしろこういった「事業者や推進する側の経緯の不透明さ、不可解な進め方」にあると言えます。したがって、これらの実情に則した前提認識を設定し直し、それをきちんと明示した上で、条例改正の審議を行うべきである。そのための現状調査を行うのならば、その証拠資料などを提供させていただく用意もあります。</p>	③ (参考にする)	<p>新たな合意形成手続においては、計画段階から、事業計画者が十分な周知のもと事業計画書を公告・縦覧するとともに、説明会において事業計画の内容を詳細に説明し、周辺住民等から提出された生活環境保全上の見地からの意見や要望等を記載した「意見書」に対して、その対策等を検討のうえ、それらの内容を「見解書」として示すことを義務付けることとしています。</p> <p>県においては、これら一連の手続が適切に実施されたか、さらに周辺住民等からの意見に十分に配慮した事業計画になっているかを確認し、合意形成の成否を判断することとしています。</p> <p>これら一連の手続により、事業計画者と周辺住民等の合意形成過程の透明性が確保されるとともに、周辺住民等からのすべての意見に配慮した事業計画とすることを担保できる制度となることから、「事業者や推進する側の経緯の不透明さ、不可解な進め方」といったご指摘の課題は解消されるものと考えています。</p>

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
3 1 (2) 条 例 改 正 の 必 要 性 等 (3 頁)		<p>「地方自治法上の課題」として、「産業廃棄物処理業の用に供するための土地利用の可否について、判断権を周辺住民等に付与することにつながりうこと」とあるが、具体的にどのような法的根拠をもって、「付与することにつながりうる」ことが「地方自治法上の課題」なのかが明確に示されていない。つまり、今回の見直しの理由が明確に示されていないということであり、中間案に不備があると言わざるを得ない。よって、再度法的根拠を示した上で、意見募集を行うべきである。そもそも今回の見直しは、地域住民の同意する権利をはく奪する内容となっており、県民不在の「改悪」と言うべきものである。そのため、一県民として到底是認できるものではないということを申し添える。</p>	① (反映する) ・ ④ (反映等が難しいもの)	<p>現行制度の手続においては、「事業計画者に義務を課す内容を条例本則で規定していない」、「周辺住民等の同意書の取得を求めており、産業廃棄物処理施設の設置の可否に係る事実上の判断権を周辺住民等に付与し、財産権の侵害につながるおそれがある」といった地方自治法上の課題があることから、新たな制度について条例に規定するために検討してきたものであり、ご指摘を踏まえて、再度の意見募集ということではなく、こうした趣旨が明確になるよう最終案において記載内容を修正することとしますので、ご理解をお願いします。</p> <p>新たな合意形成手続においては、計画段階から、事業計画者が十分な周知のもと事業計画書を公告・縦覧するとともに、説明会において事業計画の内容を詳細に説明し、周辺住民等から提出された生活環境保全上の見地からの意見や要望等を記載した「意見書」に対して、その対策等を検討のうえ、それらの内容を「見解書」として示すことを義務付けることとしています。</p> <p>県においては、これら一連の手続が適切に実施されたか、さらに周辺住民等からの意見に十分に配慮した事業計画になっているかを確認し、合意形成の成否を判断することとしています。</p> <p>これら一連の手続により、事業計画者と周辺住民等の合意形成過程の透明性が確保されるとともに、周辺住民等からのすべての意見に配慮した事業計画とすることを担保できる制度であることから、周辺住民等からの同意書を単に求めることを主要な手続とする現行制度よりも、より望ましい合意形成の手続になるものと考えていますのでご理解をお願いします。</p>

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
4	1（2） 条例改正の必要性等 (3頁)	<p>「産業廃棄物処理業の用に供するための土地利用の可否について、判断権を周辺住民等に付与することにつながりうることがある…」とあるが、これまでも判断権を持っているのはあくまで三重県知事であり、周辺住民等は、周辺住民としての意見を述べられるに過ぎない。法令に基づいて意見を述べることを「判断権の付与」と認識すること自体、極めて独裁的な思想であると言わざるを得ず、民主主義、ひいては立憲主義をも否定する前提認識だと言わざるを得ない。したがって、これらの前提認識を削除した上で、再度一からの審議を行うべきである。</p>	③ (参考にする)	<p>現行制度の手続においては、「事業計画者に義務を課す内容を条例本則で規定していない」、「周辺住民等の同意書の取得を求めており、産業廃棄物処理施設の設置の可否に係る事実上の判断権を周辺住民等に付与し、財産権の侵害につながるおそれがある」といった地方自治法上の課題があることから、新たな制度について条例に規定するために検討してきたものです。</p> <p>新たな合意形成手続においては、計画段階から、事業計画者が十分な周知のもと事業計画書を公告・縦覧するとともに、説明会において事業計画の内容を詳細に説明し、周辺住民等から提出された生活環境保全上の見地からの意見や要望等を記載した「意見書」に対して、その対策等を検討のうえ、それらの内容を「見解書」として示すことを義務付けることとしています。</p> <p>県においては、これら一連の手続が適切に実施されたか、さらに周辺住民等からの意見に十分に配慮した事業計画になっているかを確認し、合意形成の成否を判断することとしています。</p> <p>これら一連の手続により、事業計画者と周辺住民等の合意形成過程の透明性が確保されるとともに、周辺住民等からのすべての意見に配慮した事業計画とすることを担保できる制度になることから、周辺住民等からの同意書を単に求めることを主要な手続とする現行制度よりも、より望ましい合意形成の手続になるものと考えています。</p> <p>なお、これらの手続は事業計画者が県に対して廃棄物処理法に基づく許可申請書を提出する前段階で実施するものであり、当該手続終了後、これまでと同様に、県において同法の基準に基づき、施設を将来にわたって安全かつ安定的に稼働させるための構造面や周辺地域への環境影響面からの審査及び維持管理における専門性や財政的な状況の確認等、様々な観点から許可の可否を判断することとなります。</p>

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
5	2 (1) 1 (1) 義務の内容 (5頁)	周辺住民の意見等に関し「生活環境保全上の見地からの意見」は、廃棄物処理法第8条第5項に示されている「生活環境保全上の見地からの意見」と同じ範囲にしてください。	② (反映済み)	新たな合意形成手続で求める意見の範囲は、廃棄物処理法で規定している「生活環境保全上の見地からの意見」の範囲と同一と考えています。
6	2 (1) 1 (1) 義務の内容 (5頁)	現在、周辺住民等からの同意取得を義務付けていますが、改正案ではそれが削除されています。一方で、あらたに周辺住民等への説明、周辺住民等からの意見等の提出、その意見に対する事業計画者の見解の縦覧等を条例に加えることについては、重要かつ必要であると考えます。 また、合意形成の成否が現在の同意書によるものから、知事の判断に委ねられることは適切化が図れないと考えます。	③ (参考にする) ・ ④ (反映等が難しいもの)	現行制度の手続においては、「事業計画者に義務を課す内容を条例本則で規定していない」、「周辺住民等の同意書の取得を求めており、産業廃棄物処理施設の設置の可否に係る事実上の判断権を周辺住民等に付与し、財産権の侵害につながるおそれがある」といった地方自治法上の課題があることから、新たな制度について条例に規定するために検討してきたものであり、現行制度の同意書の取得義務を事業計画者に求めていくことは難しいと考えています。
		よって、住民等への説明、意見聴取、意見への見解縦覧と計画への反映等をあらたに規定するとともに、同意取得の義務付を現行通りにして下さい。 地方自治法上の課題が改正理由になる根拠がわからないです。住民と事業者とのトラブルは、住民が納得合意できない事業が強行され、止めることができないことがあると思います。		新たな合意形成手続においては、計画段階から、事業計画者が十分な周知のもと事業計画書を公告・縦覧するとともに、説明会において事業計画の内容を詳細に説明し、周辺住民等から提出された生活環境保全上の見地からの意見や要望等を記載した「意見書」に対して、その対策等を検討のうえ、それらの内容を「見解書」として示すことを義務付けることとしています。
7		産業廃棄物処理施設の建設には、地元住民のはっきりとした同意が大前提です。これまでのルールを後退させるものには反対です。		県においては、これら一連の手続が適切に実施されたか、さらに周辺住民等からの意見に十分に配慮した事業計画になっているかを確認し、合意形成の成否を判断することとしています。
8		県民が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる、幸福追求の諸権利よりも、産業廃棄物処理業者の経済活動の自由に偏重した改正内容であり到底容認できません。 従来の要綱に定めた「住民同意」は事業者の経済活動を侵すものではなく、住民への説明責任を果たし、合意形成を促進するための規定です。地方自治の本旨に基づき、条例にも盛り込むべき規定であると考えます。		これら一連の手続を条例に規定することにより、事業計画者と周辺住民等の合意形成過程の透明性が確保されるとともに、周辺住民等からのすべての意見に配慮した事業計画とすることを担保できる制度になることから、周辺住民等からの同意書を単に求めることを主要な手続とする現行制度よりも、より望ましい合意形成の手続になるものと考えていますのでご理解をお願いします。

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
9	2 (1) 1 (2) 合意形成を図る対象者 (6頁)	<p>「周辺住民等」の定義が明示されていないため、「説明会対象者」が不明であり、その時々の都合により事業者によって操作される危険性がある。6ページ(2)で述べられている「合意形成を図る対象者」と同義であるならば、同じ立地地区住民であっても、説明会の対象者である者と、そうでない者が発生してしまう。したがって、説明会対象者の範囲を定める必要がある。何故かというと、当地区ではこれまで、自治会から一度も環境影響評価に係る説明会などの案内がなされたことが無い。それにもかかわらず、自治会役員だけが、その説明会の開催日時を知っていて、一般住民には何ら案内することなく自分たちだけが参加しているのが実情である。</p> <p>この真相は、事業者を兼ねる自治会役員や、事業者側のスタンスを取る自治会役員が、他の自治会役員に対して、一般住民には説明会の案内をしないよう指示したという証言が得られている。すなわち、事業者の息のかかった自治会役員らが本来自治会として住民に周知して然るべき情報を、法令の定めが無いのを良いことに意図的に封殺しているという背任的行為が横行しているのが実態である。この事を自治会役員や事業者に問い合わせても、「新聞紙面で公告した。公告してあった。」と逃げる始末である。それならば、自治会役員だけがたまたま説明会の日時を把握しているというのも不可解な話である。</p> <p>以上のようなことを抑止し、本制度を十分に生かし、対象となる「周辺住民等」にくまなく周知するという観点からも、「周辺住民等」の定義と、「説明会対象者」の範囲基準、そして、説明会対象となる「周辺住民等」への周知は、事業者による「公告」だけでなく、事業者なり自治会なりが、きちんと周辺住民の末端各戸まで説明会の開催を案内したという報告書提出の義務化などが必須と思われる。</p>	① (反映する)	<p>「周辺住民等」については「合意形成を図る対象者」と同義であり、対象者については現行制度と同様に、事業計画地の隣接地の土地所有者及び設置する施設の種類に応じて事業計画地の敷地境界から一定範囲の居住者等として、条例本則等で規定することとします。</p> <p>また、新たな合意形成手続においては、計画段階から、事業計画書の公告・縦覧や説明会の開催について、周辺住民等へ事前に十分周知が図られることが重要であると考えていることから、適切な公告・縦覧や周知が図られることを事前に県が確認・指導する旨を最終案に明記します。</p>

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
10	2 (1) 1 (3) 合意形成の成否の判断 (6頁)	<p>合意形成手続きが、事業計画者の誠実な対応に反して延滞することのないよう、住民意見への適正な配慮がなされたと判断するための基準を明確にしてください。</p> <p>特に、事業計画者への再度の説明会の開催の要請については、合意手続きに著しい手戻りを生じさせるものであることから、慎重な取り扱いをしてください。</p>	② (反映済み)	<p>新たな合意形成手続においては、周辺住民等からの「意見書」に対する対策を検討のうえ「見解書」として示すといった一連の手続の中で、原則として、再度の「意見書」が提出されなくなることをもって周辺住民等の理解が得られたと判断し、事業計画者は合意形成手続の終了報告を県に提出できるものとしています。</p> <p>その後、県において、事業計画者の見解書の内容が事業計画に反映され、生活環境保全により配慮された事業計画となっていることが確認できたときに合意形成がなされたと判断することを基本としています。</p> <p>なお、新たな制度においては周辺住民等が事業計画の内容を十分理解した上で「意見書」を提出することが重要であることから、所定の手続が適切に実施されていると認められない場合には、再度必要な合意形成手続の実施を事業計画者に求めることが妥当であると考えています。</p>

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
11	2（1） 1（3） 合意形成の成否の判断 (6頁)	<p>事業計画書を県の認可後、周辺住民等に周知、公告、縦覧し説明会において意見集約をする、その意見に対する見解書を作成し公告する、このやり取りで周辺住民からの意見が残ったとしても県の判断で対応終了とみなす、という事は一定の説明と意見への見解を事業者が行えば施設の設置が可能という事になる。</p> <p>周辺住民の反対意見があったとしても条例にある手続きをしていればよいということになる。</p> <p>これまでの地域住民との間での紛争という課題解決への方向に逆行するのではないか。</p> <p>また、合意形成の判断を知事が最終判断としているが、現行では住民の4/5の合意という明確なものがあったが、その数字が削除になる事は、周辺住民の意思が見えにくくなるのではないか。</p>	② (反映済み) ・ ③ (参考にする)	<p>新たな合意形成手続においては、計画段階から、事業計画者が十分な周知のもと事業計画書を公告・縦覧するとともに、説明会において事業計画の内容を詳細に説明し、周辺住民等から提出された生活環境保全上の見地からの意見や要望等を記載した「意見書」に対して、その対策等を検討のうえ、それらの内容を「見解書」として示すことを義務付けることとしています。</p> <p>県においては、これら一連の手続が適切に実施されたか、さらに周辺住民等からの意見に十分に配慮した事業計画になっているかを確認し、合意形成の成否を判断することとしています。</p> <p>ご意見にある懸念については、事業計画者による一定の説明と意見への見解が示された場合であっても、その内容に対し周辺住民等において疑義等がある場合は、再度、見解を求めることが可能にすることとしています。また、事業計画者が周辺住民等の意見について対策を講ずる等、真摯に受け止めることなく両者間のやり取りを終結させる場合には、県として事業計画者に対し、改善を求め、場合によっては合意形成手続が終了しなかった（合意形成が図られなかった）と最終判断することもあるものと考えています。</p> <p>なお、新たな合意形成手続では、周辺住民等からのすべての生活環境保全上の見地からの意見に配慮した事業計画となることから、周辺住民等の意思が反映されるものと考えています。</p>

番号	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
12	2 (1) 1 (3) 合意形成の成否の判断 (6頁)	<p>今日、産業廃棄物の処理については、原発の核燃料廃棄物を始め、頭を悩ます問題の一つかと思います。</p> <p>その量的な膨大さと危険性も含めて、「適正な処理」があり得るのかどうかも疑問です。そういう点では、事業者も行政(国)も安全性に責任の持てる処理計画を立ててもらわなければなりませんし、実行にあたっては慎重に慎重を期す必要があります。何より住民の納得は欠かせません。今回の「条例改正」によって、トップの判断に任せれば「廃棄物処理」自体は前に進む場合が多くなるかと思いますが、その分、住民の不安と納得は置き去りになります。そこで暮らす住民(県民)としての声がパブリックコメントでどれだけ反映できるでしょうか。まだまだパブリックコメントにはなってないのです。</p> <p>住民生活の安全に関わることは住民の納得が前提です。知事判断に任せるのは反対です。</p>	② (反映済み) ・ ③ (参考にする)	<p>新たな合意形成手続においては、計画段階から、事業計画者が十分な周知のもと事業計画書を公告・縦覧するとともに、説明会において事業計画の内容を詳細に説明し、周辺住民等から提出された生活環境保全上の見地からの意見や要望等を記載した「意見書」に対して、その対策等を検討のうえ、それらの内容を「見解書」として示すことを義務付けることとしています。</p> <p>県においては、これら一連の手続が適切に実施されたか、さらに周辺住民等からの意見に十分に配慮した事業計画になっているかを確認し、合意形成の成否を判断することとしています。</p> <p>これら一連の手続により、事業計画者と周辺住民等の合意形成過程の透明性が確保されるとともに、周辺住民等からのすべての意見に配慮した事業計画とすることを求めるとしており、ご意見にあります住民の不安等が置き去りにされる制度ではないと考えています。</p> <p>なお、これらの手続は事業計画者が県に対して廃棄物処理法に基づく許可申請書を提出する前段階で実施するものであり、当該手続終了後、これまでと同様に、県において同法の基準に基づき、施設を将来にわたって安全かつ安定的に稼働させるための構造面や周辺地域への環境影響面からの審査及び維持管理における専門性や財政的な状況の確認等、様々な観点から許可の可否を判断することとなります。</p>
13	2 (1) 1 (4) その他 (6頁)	<p>産業廃棄物処理施設は、国の産業基盤を支えるインフラであることから、社会のニーズに基づいて、必要な施設が適切に整備されるような制度としてください。</p> <p>事業規模(変更規模)にそぐわない、過大な合意形成手続きを課されることのないよう、適用除外等の手続きを適切に運用してください。</p>	③ (参考にする)	<p>新たな合意形成手続の運用については、生活環境保全に十分配慮した事業計画が策定されることを基本としていますが、現行制度におけるこれまでの運用状況を踏まえて適用除外の規定を条例本則等に定める等、実効性のある制度としていくよう、適切に対応していきます。</p>

番号.	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
14	2 (1) 1 (4) その他 (6 頁)	環境アセスメントと条例手続きを並行して進める場合、意見を述べることができる住民の範囲や意見に対する対応方法が両者で異なることから、双方の手続きが混乱をきたすことがないよう、適切な運用を行ってください。	③ (参考にする)	環境影響評価制度の対象となる事業計画の場合は、県と事業計画者との間で事前に十分な協議を行い、両手続きが円滑かつ適切に行われるよう対応していきます。
15	2 (2) 1 排出事業者が産業廃棄物の処分を委託する場合の確認 (12 頁)	この度、優良認定処理業者への視察について、実地以外の確認方法が示されたが、この規定の通り 1 年に 1 度の実地確認以外での確認をする際には、特定不利益処分を受けていないことを確認する必要がある。この、特定不利益処分を受けたかどうかの事実を確認するには、直接処理業者に確認することが考えられるが、間接的にもその事実を知ることができる仕組みがあることが望ましいと考えます。	③ (参考にする)	排出事業者責任を果たすという観点からは、委託しようとする業者に直接確認することが望ましいと考えています。 なお、本県では、現行条例第 19 条に基づき、行政処分をしたときは、その内容を県のホームページに掲載するなど、行政処分の情報を速やかに公表することとしており、また、他自治体でも同様の運用を行っていることもあると承知していますので、そのような公開情報を活用する他、直接、各自治体に問い合わせることにより確認をお願いしたいと考えています。
16	その他	風力発電、太陽光発電の基礎工事、道路工事、住宅整地に使用される場所に産業廃棄物を廃棄できない様にしてほしい。また、県外で発生した残土を三重県内に持ち込み廃棄されることも同様にやめてほしい。(放射性物質の汚染土含む。) 将来、風力発電、太陽光発電の稼働が停止した後、事業者が転売を行い、そのあと地に産業廃棄物を廃棄しないようにしてほしい。 特に、風力発電基礎工事には約 1000ton のコンクリートを流し込む。将来このコンクリートは山や海に廃棄されて処分できない状況になる可能性が非常に高い。 また、太陽光発電においては大規模面積のメガソーラーの基礎工事時、または将来このあと地を利用して産業廃棄物を廃棄できない様にしてほしい。 山、川、海はもちろんの事、再生可能エネルギーなどで地元住民の土地を事業者が買い占めた土地に将来も含め産業廃棄物を廃棄できない様に規制をしてほしい。これらは転売先の事業者に対しても同様の規制をしてほしい。	⑤ (その他)	ご指摘の廃棄物や残土の処理については、廃棄物処理法はじめ関係法令に基づき、今後とも適切に規制を行っていきます。

(参考) 締切時間後に提出のあった意見及び意見に対する考え方については、以下のとおりです。

番号.	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
1	1 (2) 条例改正の必要性等 (3頁)	地域住民の合理的理由がある場合は、その意見を尊重し事業計画者との説明会の開催と住民の意見・要望についても、住民の安全・安心な生活を阻害する場合は設置できないように法的根拠を作ること。中間案の「より望ましい手法に改めたうえで条例本則に規定することで、こうした課題を解消することが必要です」とあるが文言をどのように記述されるのか。内容が変わるので、慎重に住民の安全・安心の生活が確保できる条例にすることが望ましい。	③ (参考にする)	<p>現行制度の手続においては、「事業計画者に義務を課す内容を条例本則で規定していない」、「周辺住民等の同意書の取得を求めており、産業廃棄物処理施設の設置の可否に係る事実上の判断権を周辺住民等に付与し、財産権の侵害につながるおそれがある」といった地方自治法上の課題があることから、新たな制度について条例に規定するために検討してきたものです。</p> <p>新たな合意形成手続においては、計画段階から、事業計画者が十分な周知のもと事業計画書を公告・縦覧するとともに、説明会において事業計画の内容を詳細に説明し、周辺住民等から提出された生活環境保全上の見地からの意見や要望等を記載した「意見書」に対して、その対策等を検討のうえ、それらの内容を「見解書」として示すことを義務付けることとしています。</p> <p>県においては、これら一連の手續が適切に実施されたか、さらに周辺住民等からの意見に十分に配慮した事業計画になっているかを確認し、合意形成の成否を判断することとしています。</p> <p>これら一連の手續を条例に規定することにより、事業計画者と周辺住民等の合意形成過程の透明性が確保されるとともに、周辺住民等からのすべての意見に配慮した事業計画とすることを担保できる制度となることから、周辺住民等からの同意書を単に求めることが主要な手續とする現行制度よりも、より望ましい合意形成の手續となるものと考えています。</p>

番号.	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
2	2 (1) 1 (1) 義務の内容 (5頁)	<p>企業活動を活性化させるために、住民同意の手続きを簡略化するという中間案そのものに反対です。これまで地域住民の同意が必要であったのに、この中間案では、説明会を開き、意見を募集し、事業計画に反映させ、知事が許可の判断をするとなっています。</p> <p>このような条例が議論されているということすら気づきにくいのです。住民の知らぬ間に隣に廃棄物が捨てられるのではという危機感を感じます。説明会に行きにくい住民の方が多いのが現実です。意見がないから良いのではなく同意が必要。利益優先の企業活動をやりやすくする条例に反対です。</p> <p>住民の同意する権利を奪い、事業者に忖度するような規制緩和が進められようとする中間案だと思います。</p>	③ (参考にする) ・ ④ (反映等が難しいもの)	<p>現行制度の手続においては、「事業計画者に義務を課す内容を条例本則で規定していない」、「周辺住民等の同意書の取得を求めており、産業廃棄物処理施設の設置の可否に係る事実上の判断権を周辺住民等に付与し、財産権の侵害につながるおそれがある」といった地方自治法上の課題があることから、新たな制度について条例に規定するため検討してきたものであり、現行制度の同意書の取得義務を事業計画者に求めていくことは難しいと考えています。</p> <p>新たな合意形成手続においては、計画段階から、事業計画者が十分な周知のもと事業計画書を公告・縦覧するとともに、説明会において事業計画の内容を詳細に説明し、周辺住民等から提出された生活環境保全上の見地からの意見や要望等を記載した「意見書」に対して、その対策等を検討のうえ、それらの内容を「見解書」として示すことを義務付けることとしています。</p> <p>県においては、これら一連の手続が適切に実施されたか、さらに周辺住民等からの意見に十分に配慮した事業計画になっているかを確認し、合意形成の成否を判断することとしています。</p> <p>これら一連の手続により、事業計画者と周辺住民等の合意形成過程の透明性が確保されるとともに、周辺住民等からのすべての意見に配慮した事業計画とすることを担保できる制度となることから、周辺住民等からの同意書を単に求める主要な手続とする現行制度よりも、より望ましい合意形成の手続となるものと考えていますので、ご理解をお願いします。</p>
3	2 (1) 1 (2) 合意形成を図る対象者 (6頁)	各項目の○○メータは、何を根拠に提示されているのですか。	⑤ (その他)	合意形成の対象者となる住民等の範囲については、これまでの運用状況を踏まえ、現行と同様とすることとしており、現行の対象者は、住民代表者や学識経験者、その他関係団体等から意見聴取を行うとともに、他自治体における取り扱いも参考に、妥当な基準として定めたものです。

番号.	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
4	2（1） 1（3） 合意形成の成否の判断 (6頁)	知事の最終判断がとても重要になってきます。地域住民の生活の安全と安心をどのように担保するのか。慎重な判断をされることを文言で明記していただきたい。	② (反映済み)	<p>新たな合意形成手続においては、周辺住民等からの「意見書」に対する対策を検討のうえ「見解書」を示すといった一連の手続の中で、原則として、再度の「意見書」が提出されなくなることをもって周辺住民等の理解が得られたと判断し、事業計画者は合意形成手続の終了報告を県に提出できるものとしています。</p> <p>その後、県において、一連の手続の内容を詳細に確認することとしており、その結果、事業計画者が周辺住民等の意見等に対して示した「見解書」の内容が事業計画に反映されていると認められない場合には、事業計画者に対して計画の補正を求めたうえで、合意形成の成否を判断することとしています。また、説明会の開催や「意見書」と「見解書」のやり取りの状況等から、所定の手續が適切に実施されていると認められない場合には、再度、必要な合意形成手続の実施を事業計画者に求めることとしています。</p> <p>これら一連の手續が適切に実施されたうえで、周辺住民等からの意見等に最大限配慮した事業計画となっているか否かについては、県において、必要に応じて有識者への意見聴取も行いながら、慎重に判断することとしています。</p> <p>なお、これらの手續は事業計画者が県に対して廃棄物処理法に基づく許可申請書を提出する前段階で実施するものであり、当該手續を終了したと県が判断した場合は、その後、これまでと同様に、県において同法の基準に基づき、施設を将来にわたって安全かつ安定的に稼働させるための構造面や周辺地域への環境影響面からの審査及び維持管理における専門性や財政的な状況の確認等、様々な観点から許可の可否を判断することとなります。</p>

番号.	該当箇所	意見	対応区分	意見に対する考え方
5	2（1） 1（4） その他 (6頁)	適用除外の判断基準は、明文化されるのでしょうか。	③ (参考にする)	現行制度におけるこれまでの運用状況を踏まえて、適切な適用除外の基準を検討し、条例本則等に規定します。